親に相続準備について聞く人が増えた

相続に関心高まる
親は大丈夫だと言うが…

ん!? 新聞一面のトップに「相続支援 裾野広がる」（私が見たのは日経新聞8月14日・近畿版の夕刊）。専門家の新たな取り組みや金融機関の商品などについての記述があり、最後に、政府が相続税の基礎控除額の引き下げなどの課税強化を検討中だから、相続対策を迫られる人が増えそうだと書かれていました。

最近、相続に関する記事や雑誌の特集をよく目にします。やはり関心が高まっているのでしょうか。みなさんのお客さまはいかがでしょうか?

私のお客さまはどうかというと、相変わらず親は「税金負担が増えると大変」と税金のことを一番に考えます。子供はというと「節税には、早めに贈与するのが効果的らしい。孫にも贈与できるらしいよ」と、財産をもらうことに関心が高い。

確かに贈与は節税対策に効果的な場合が多いですが、遺留分などにも考慮して行わないと遺産分割の際にトラブルの原因となるのは周知の通りです。しかし、親世代は「ウチは大丈夫。揉めたりしない」という方が多い。

最近の新聞モニターアンケートなどを見ていると、相続する側の子供世代は、給料の伸び悩みや年金も増えそうにないことから、老後に対する不安が高まり、親の財産に期待する人が増えているようです。

お盆休みも終わりましたが、帰省の際に相続についても親族でお話をなさった方も多いのではないでしょうか。お盆とお正月の後は、相続対策について意識が高まっている方も多いので、声を掛けるチャンスだと個人的には考えていて、対策を検討しているが途中で停滞している方に、あらためてお声を掛けるようにしています。

相続コンサルの仕事をしていて、よく耳にすることですが、親世代が「ウチは大丈夫」とおっしゃる根拠で多いのは「以前から、子供たちには遺産分割については自分の考えをしっかり伝え、子供達も理解し納得している」というものです。

しかし、私はこれほど曖昧な根拠はないと思っています。

親が元気なときは、親の心情を理解し納得していた子供たちも、いざ相続が起こると考えが変わる人が多いのが現実です。

子供たちの心情変化にも配慮
いざ相続が起こると考えが変わる人が多い

自分の相続権を主張
老後に対する不安が大きい

消費税の増税が決まり、今後ますます老後に対する不安が大きくなる人も増えると思われます。2017年まで厚生年金の保険料は毎年引き上げられますが、60歳以降の雇用延長制度の整備については不安が残ります。今後は、今まで親の財産なんてあてにしていないと言っていた兄弟姉妹が、老後の不安から自分の相続権を主張するケースが増えると思われます。

事業を営んでいる方や、親族の中で介護をしている方がある場合、子供と同居されている場合などは、他の子供さん達の心情変化にも配慮することが大切です。

最近の相談から感じることですが、以前は「下手に聞いて親の機嫌を損ねたら大変」と消極的だったのに、いざ相続が起こると自分の権利を主張する人が多かったのですが、最近は親に相続の準備についてはっきりと聞く人が増えたなと思います。また、70代から相続対策のコンサルティングを行っているお客さまですが、80代になって入院され、体力の衰えを感じられるようになったからでしょうか。遺産分割に対する考えが大きく変わり遺言書の中身を見直したいとおっしゃいました。

きっかけは、平成21年度の税制改正で「農地等に係る相続税の納税猶予制度」の特例が改正され、平成21年12月15日以降に農地を遺贈や相続で取得した場合の相続税納税猶予の規定がゆるやかになりました。それまで相続人が耕作せずに、耕作を依頼し農地を貸し付けていた場合は納税猶予の規定が適用されなかったのですが、「市街化区域内等の農地」以外の農地または採草放牧地について、農業基盤強化促進法の規定（以下「促進法」と記載）に基づいて貸し付けられている一定の農地（農地銀行を通じて貸し付けを行っている場合など）について、要件を満たせば適用できるようになりました。

これにより、被相続人が促進法の規定に基づいて貸し付けを行っていた農地を相続人が引き続き貸し付ける場合や、被相続人が亡くなるまで個人で農業を営んでいて相続人が農業に従事しない場合でも、促進法の規定に基づいて貸し付け、要件を満たした場合は納税猶予の適用を選択することができます。

詳しくはこちらから。

■国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm

相続税・贈与税関係〈農地等の納税猶予の特例〉

このあたりのことは、地域の農業委員会の方に尋ねると詳しく教えていただけることがあります。

農地の納税猶予制度が改正
農地承継の要件がゆるやかに

納税猶予の適用要件としては、相続税の申告期限内に申告書の提出ということになっていますので、相続人が農業を営まない場合に農地をどのように相続するのか? 売却するならば、相続発生前に売却した方がよい場合もあります。

納税猶予を適用して、引き続き貸しつけを行うならば、遺産分割がスムーズに行われるように、遺言書の準備をしておく方がよいと思われます。

㈱UBFで事業承継対策のコンサルティングを行っている法人で、相続が起こった際には、ブレーンの士業の方々と相続税の申告や遺産分割をお手伝いするのですが、やはり被相続人の生前に遺産分割について話し合いをきっちり行い（生前遺産分割協議と言っています）、それに基づいて遺言書を遺しておくと、後の手続きがスムーズに行えます。相続人間でモメて嫌な空気に包まれることもありません。

これまで相続税が課せられなかった世帯にも相続税が課せられる可能性があるのに、相続税のシミュレーションを行ったことがないという方がまだまだたくさんいらっしゃいます。まずは「相続税の改正が行われた場合、相続税が課されるのかどうかを把握してみませんか?」という声掛けも、今の時期に行うのがベストかと思われます。

相続税の節税対策に「保険料の贈与プラン」を組み込むのであれば、平成24年度の暦年贈与の基礎控除をまだ活用されていない場合もありますので、提案しやすいのではないでしょうか。

単に生命保険料の贈与をするということと、解約返戻率など商品説明だけでは、なかなか重い腰を上げないお客さまも、「非課税」と「基礎控除」の違いや、定期贈与や連年贈与とみなされる事例などの情報提供を行い、贈与の有効性をお伝えいただければ、相続税の増税への関心とあいまって「行動する」きっかけになるのではないかと思われます。

残暑厳しい折ですが、ぜひ積極的な声かけを私自身も行って行きたいと思います。

【参考までに】

農地の相続について、私が参考書にさせて頂いているのは、「新農地法で変わる!農地の納税猶予制度とこれからの農地承継」（今中 清著・ぎょうせい刊）です。農家のお客さまを対象に提案される方にはお薦めです。

相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱UBF　代表取締役
東　潤一

㉘

あづま・じゅんいち
㈱UBF　代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。

●農地銀行とは

農地銀行とは、農業委員会とJA各支店に置かれた組織で、規模縮小農家から貸付け等の希望のあった農地を、規模拡大を望む農家に紹介・あっせんすることが業務。

「農地を十分管理できないので貸したい」「農業経営規模拡大のため農地を借りたい」……こんな悩みを持つ方に、農地銀行では農地の貸し借りのあっせんを行う。

利用権の設定による貸し借りを勧めている。貸し手と借り手とで決めた期限がくれば、自動的に貸借関係が終了し、必ず返してもらえる。また、利用権の終期を管理しており、期限が近づくと貸し手と借り手の双方に知らせる。返してもらいたい場合は、農地銀行にその旨を伝えてもらい、貸しておきたい場合は更新もできる。

●相続支援　裾野広がる（日経新聞より）

富裕層向けだった相続支援サービスに顧客の幅を広げる動きが出てきたことを伝えている。

人事・総務コンサルティングオフィスが一般家庭向けに低料金で遺言書を預かる業務を始めること、預入金額の下限を引き下げたりそな銀行の信託商品「心の信託」、三菱UFJ信託銀行が一部の信託商品について管理報酬を無料としたことなどを取り上げている。